

マージン率等の公開資料

改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開します。

1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

拠点名称	本社
拠点の所在地	東京都港区東新橋二丁目8番1号 パラッツォアステック7階

※平成30年9月末現在

派遣労働者数	派遣先事業所数	①労働者派遣の料金の平均額	②派遣労働者の賃金の平均額	マージン率 (① - ②) ÷ ①
40	19	1,232,059 円	987,241 円	19.9%

- マージン率とは

派遣先より株式会社みらいワーク스에支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

- マージンに含まれる費用

社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分	
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金 (派遣先への請求はできません)	
会社運営経費	健康診断費用	一般健診及び生活習慣病予防健診の受診費用
	募集費用	派遣労働者の募集にかかる求人媒体費(求人誌及びインターネット等)、登録会場費
	就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用(登録受付・教育訓練・派遣先紹介・事務管理費等)
	営業費用	営業スタッフの人件費及び活動費・法廷手続費用・事務所費・通信費等
営業利益	労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営経費を差し引いた利益	

2. 教育訓練に関する事項

・情報セキュリティ教育 ・個人情報保護教育

以上